

第1章 河川整備計画の基本的な考え方

第1節 計画の趣旨

「姫川水系河川整備計画（国土交通大臣管理区間）」（以下、本計画）は、河川法の三つの目的、

- 1) 洪水、高潮等による災害の発生の防止
- 2) 河川の適正利用と流水の正常な機能の維持
- 3) 河川環境の整備と保全

が総合的に達成できるよう、河川法第16条に基づき、平成20年6月に策定された「姫川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第16条の二に基づき、当面実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画です。

本計画に基づき、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川の整備を図ります。

また、姫川水系が有している自然環境や河川景観を保全・継承するとともに、地域の個性と活力、川の歴史や文化が実感できる川づくりを目指し、関係機関や地域住民と共通の認識を持って、連携を強化しながら治水、利水、環境に係る施策を総合的に展開していきます。

なお、河川整備計画は、現時点での社会経済状況、自然環境状況、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後にこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩等が生じた場合には、計画対象期間内であっても適宜、見直しを行います。

第2節 計画対象区間

本計画の計画対象区間は、姫川水系の国土交通大臣管理区間（河川法第9条第2項の規定による指定区間を除く区間）とします。

表 1-1 国土交通大臣管理区間

河川名	区間		区間延長 (km)
	上流端	下流端	
姫川	新潟県糸魚川市根小屋地先	海に至るまで	11.0

第1章 河川整備計画の基本的な考え方



第3節 計画の対象期間

本計画の計画対象期間は、概ね 30 年間とします。

なお、本計画は現時点における社会経済状況、水害の発生状況、河川整備の状況や河川環境の状況等を前提として定めるものであり、これらの状況の変化、新たな知見の蓄積や技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。